

東京農業大学校友会奈良県支部 規約

- 第1条 この会は、東京農業大学校友会奈良県支部会員相互の親睦を密にし、母校の発展に寄与する事を目的とする。
- 第2条 この会は、東京農業大学校友会に所属し、東京農業大学校友会奈良県支部と称する。
- 第3条 この会の事務局を支部長宅に置くものとする。
- 第4条 この会は、第一条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 会員の集会
2 会員の名簿の作成
3 会員の情報収集及び連絡
4 その他目的を達成するために必要なこと
- 第5条 この会の会員は、奈良県内に原則として在住する東京農業大学校友会会則（以下「会則」という。）第6条に掲げる会員をいう。
- 第6条 この会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、役員の推薦を経て支部長が決定する。
- 第7条 この会に次の役員を置くものとする。
1 支部長 1名 2 副支部長 若干名 3 幹事 若干名
4 会計 1名 5 世話役幹事 若干名 6 監事 1名
- 第8条 支部長、副支部長、監事、会計は会員の中から総会で選出する。
2 監事は、会員の中から支部長が指名する。
- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第10条 支部長は、この会を代表し会務を統括する。
2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時は支部長の職を代行する。
3 幹事は、処理の命を受け会務を処理する。
4 会計は、会務の会計を担当する。
5 監事は、会務の執行情況を監査する。
- 第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
2 総会は、2年に1回開催し、支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第12条 役員会は必要に応じて支部長が招集する。
2 役員会は重要な会務につき協議する。
3 役員会は、総会の招集が困難な場合に限り総会に代わる決定をすることができる。

第13条 監事は、会務の執行情況について監査し、総会に報告するものとする。

第14条 この会に入会する場合は、入会金として5,000円を納入するものとする。

第15条 この会の経費は、会費、寄付金、本部交付金、その他の収入をもって充てるものとする。

第16条 この会の規約を改正しようとするときは、総会の決定を経なければならない。

(付 則) この会則は、平成16年2月29日から施行する。

細 則

この会の慶弔費については支部長が決定する。